

# 日本列島組合探検隊

## 県産品紹介サイトによる復興支援

～協同組合盛岡卸センター(岩手県)～

協同組合盛岡卸センター(通称ラポール盛岡)は、昭和45年に設立された多業種の企業が集まった卸団地で、北東北の流通拠点として、重要な役割を担っています。

昨年の大震災の直後には、岩手県からの要請により物流センター等に救援物資を保管すると共に、「災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定」を締結している盛岡市から要請のあった物資を組合員から調達し緊急避難所に納入しました。

また、沿岸地域の被災者の方々で盛岡市内の市営住宅、民間アパート等に引越をしてきた521世帯に1,151組の布団セットを配布しています。

さらに、岩手県内の企業が元気になることによって、少しでも被災地の復旧・復興の支援になればと、組合のホームページに岩手県内の商品を広く全国に紹介するためのサイトを立ち上げました。

復興支援サイトで紹介している商品を購入することにより、売上の1部が被災地で働く方々に支払われますので、是非、ご利用ください。



【ラポール盛岡の復興支援サイト】

### 【組合の概要】

所在地：〒020-0891  
岩手県紫波郡矢野町流通センター南 1-2-15  
電話：019-638-1111  
設立：昭和45年3月  
組合員：167名  
URL：http://www.morioka-oroshi.jp/

## 組合相談コーナー 監事の職務について

Q 組合の監事に就任しましたが、監事の会計監査の範囲はどこまででしょうか？

A ここでは、県内の組合の大半を占める会計監査限定組合の場合について説明します。

監事は、決算終了後に理事から提出された決算関係書類(①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案)を監査しますが、①事業報告書に関しては、監査する権限はありません。

なお、監事の権限として、いつでも会計帳簿・書類を閲覧、謄写でき、理事などに会計に関する報告を求めることができ、さらに、会計監査のために必要ならば、組合の業務及び財産の状況を調査することもできます。

ここで、監事の職務について確認してみましょう。

次の説明が正しければ○を、誤っている場合は×を付けて下さい。

- 1 組合員以外から選べる監事の人数は監事総数の3分の1までに制限されている。
- 2 いかなる場合であっても、監事の権限を会計に関する監査に限定することはできない。
- 3 組合員が1,000人を超える組合であっても、員外監事を置く必要はない。



※回答は18ページに掲載しています。